

測量成果の利用に必要な手続き

三木市の行った公共測量の測量成果（都市計画図及び航空写真等）の一部又は全部を利用しようとする場合、測量法第43条及び第44条の規定により、三木市長による複製または使用の承認が必要になります。使用（原成果と別種の地図を作成する場合は、原則許可します）は、原則許可します。

申請の必要があるかどうか判断に迷う場合は国土地理院 HP「[地図の利用手続](#)」を参考にしてください。

利用したい内容、利用方法など	国土地理院 HP「承認申請 Q&A」 参考	必要な手続き
<input type="checkbox"/> 私的に利用する場合 ・個人的な資料として利用し、配布等はない ・特定の少数でのみで利用する場合	→Q. 1-1	申請の必要はありませんが、 出典の明記 をしようえでご使用ください。 【記載例】 「三木市都市計画図（1/2, 500）」 「三木市撮影の空中写真（〇〇年〇月）」 「この地図は、測量法第43条に基づく複製承認を得て、三木市発行の5万分の1地形図を複製したもの（平〇△複、第〇〇〇号）を転載したものである。」 「本書に掲載した地図は、測量法第44条に基づく使用承認を得て、三木市発行の数値地図25000（地図画像）を使用したもの（平〇△複、第〇〇〇号）の一部を転載したものである。」
<input type="checkbox"/> 社内、サークル、同好会、学校その他教育機関など組織内で利用する場合 ※ただし顧客に画面を見せるような場合や、印刷物を配布する場合には申請が必要です	→Q. 1-2	
<input type="checkbox"/> イラスト的に利用する場合 ・ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のない場合		
<input type="checkbox"/> 特定の者に対して提出する申請書、報告書等の添付資料や説明資料として利用する場合 ・自治体等へ提出する申請書の添付地図や、特定の者からの依頼により作成する報告書等に掲載する場合 ※ただし自治体または特定の者がその複製物を刊行する場合や、インターネット等により公表する場合は、申請が必要です	→Q. 1-3	
<input type="checkbox"/> 学術論文に利用する場合 ・営利目的で刊行するものは除く	→Q. 1-4	
<input type="checkbox"/> 試験問題として利用する場合 ・試験の公正な実施のために、問題として利用すること自体を秘密にする必要性があり、あらかじめ承認を受けることが困難であるような試験で利用する場合	→Q. 1-5	
<input type="checkbox"/> 一時的な資料として利用する場合 ・利用後は保管することなく処分する場合	→Q. 1-6	
<input type="checkbox"/> 図書館での複製(全面1人1部)		
<input type="checkbox"/> 博物館等における展示物としての利用	→Q. 1-7	
<input type="checkbox"/> テレビ番組等での短時間の利用	→Q. 1-8	
<input type="checkbox"/> 書籍等に地図を挿入する場合 ・地図帳、折込み地図を除く ※書籍等の見開き全面に収まらない場合は地図、書籍等のメインコンテンツが地図である場合は地図帳とみなし、申請が必要です	→Q. 1-9	
<input type="checkbox"/> パンフレットを作成する場合 ・冊子の場合は、書籍と同様の扱いになる ※1枚もので、リーフレットの片面の大半が地図である場合は、申請が必要です	→Q. 1-10	
<input type="checkbox"/> webサイトに地図を挿入する場合 ※挿入した図をクリックした後に別窓が開き、単体の地図が表示されるものや、ウェブサイトのメインコンテンツが地図である場合は申請が必要です	→Q. 1-11	
<input type="checkbox"/> 緯度経度等の位置座標を有しない成果物の作成に利用する場合	→Q. 1-13	

上表以外の利用内容あるいは利用方法の場合

利用したい内容、利用方法など	必要な手続き
<input type="checkbox"/> 測量の用に供する場合 測量を実施するものに対して、測量成果を提供するための複製 <input type="checkbox"/> 刊行する場合 不特定多数の者が入手できる状態に置く場合 <input type="checkbox"/> インターネット等により情報を提供する場合 不特定多数の者に対して測量成果が入手又は閲覧可能な状態に置く場合 <input type="checkbox"/> 紙地図をコピー、スキャン等の測量（地図調製）ではない行為で複製したものを基図として、情報の削除若しくは独自情報の付加を行う場合 <input type="checkbox"/> 数値地図（ラスターデータ（地図画像））を GIS の背景図等に利用する場合 <input type="checkbox"/> 数値地図（ベクトルデータ等（地図画像以外））のデータをそのまま組み入れ GIS 等を構築する場合 <input type="checkbox"/> 複製承認済みの成果品を複製する場合 ※地図の調製を行う場合は使用に該当します	<p>測量法第 43 条に基づく「測量成果の複製承認申請」が必要です。</p> <p>※ただし、 ・社内、サークル、同好会等においてのみ利用 ・特定の者に対して提出する申請書、報告書等に複製物を掲載</p> <p>上記の場合は申請の必要はありません。</p>
<input type="checkbox"/> 微小な変更に限る複製 測量成果に対し、データの削除又は独自のデータの付加をせず、下記に該当するもの ・数値地図の図郭を接合しただけのものをシステムに組み入れ、ハンディナビ・携帯電話等で図葉の一部を表示するような（別レイヤーでの上乗せ情報もない）場合 ※ただし、次の条件を付するものとする。 ・利用者が測量成果のみを取り出せないようにすること（取り出せる場合は、承認不可） ・印刷機能がある場合は、A4 までとすること ・地図や空中写真を接合し必要な部分を切り出しただけのもの ・紙地図を 150% から 125% の割合に拡大、又は 85% から 75% の割合に縮小しただけのもの ・空中写真を以下の割合で拡大又は縮小しただけのもの ・密着焼印画（23cm×23cm）を 85% から 75% の割合に縮小 ・四倍引伸印画（92cm×92cm）を 150% から 125% の割合に拡大 ・部分引伸印画（10 倍：92cm×92cm）を 150% から 125% に拡大 <input type="checkbox"/> 営利目的で販売するもの ・経済的利潤を追求しているもの ・無償又は実費で頒布するとしても、その対価として有形、無形の経済的価値のあるものを取得するもの <具体例> ・無償で頒布し、関連商品を有償で販売し利益を取得する場合 ・インターネットで無償で公開し、バナー広告等により利益を取得する場合 ・不動産広告として無償で頒布し、不動産の販売により利益を取得する場合	<p>測量法第 43 条に基づく「測量成果の複製承認申請」が必要です。</p> <p>※書籍等が完成しましたら、参考のために成果品を提出してください。</p>
<input type="checkbox"/> 紙地図を調製し直して、別種の地図を作成 <input type="checkbox"/> 立体的な地図を作成 <input type="checkbox"/> 空中写真のオルソ化 <input type="checkbox"/> 使用承認済み成果品の複製、又は複製承認済み成果品を調製して別種の地図を作成 <input type="checkbox"/> 測量等によって得たデータ等を付加し、独創性のある主題図（地質図等）を作成 <input type="checkbox"/> 数値地図を調製して別種の紙地図を作成 <input type="checkbox"/> 数値地図のデータを直接加工して GIS の背景図等に利用（数値地図のデータをそのまま組み入れ、別レイヤーで情報を付加する場合は、「複製」に該当）	<p>測量法第 44 条に基づく「測量成果の使用承認申請」が必要です。</p>

<input type="checkbox"/> 承認を得た成果品をさらに複製・使用する場合（二次利用）	前提として承認を得た者からの許諾が必要です。複製承認を得て複製した成果を二次利用する場合は「 測量成果の利用に必要な手続きフロー 」に従ってください。 ※ただし使用承認を得て作成した成果を二次利用する場合は申請は不要です。
<input type="checkbox"/> 承認を得て複製した複製品を増刷する場合	承認を得て複製した複製品の内容の 同一性が失われていない場合 に限り、承認番号を明示することにより申請不要で増刷が認められます。
<input type="checkbox"/> 複製しようとする基本測量成果に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合。 <input type="checkbox"/> 申請内容に虚偽があるもの <input type="checkbox"/> 公序良俗に反する目的又は犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの <input type="checkbox"/> 複製しようとする測量成果が、申請された複製目的に照らして適切でないもの <input type="checkbox"/> 複製方法が適切でなく、測量成果としての精度が確保されないもの	承認できません。 →国土地理院 HP 「承認が認められないもの（具体例）」参考

《出所の明示》

- ◇ 印刷物及び書籍に測量成果（紙地図、数値地図、空中写真）を利用する場合、原則、測量成果の掲載箇所に明示してください。
なお、書籍の巻頭及び巻末にまとめて明示する場合には、何頁に掲載されている図が測量成果を利用したものなのかを明示してください。
- ◇ システムやWebサイトに測量成果を利用する場合、原則、測量成果が表示画面に表示されている間は、常に見えるように表示画面に明示してください。
また、表示画面を出力できる場合には、出力図にも明示してください。
- ◇ ただし、複製又は使用承認済みの成果品から二次利用する場合は、出所の明示は不要とする。

《出所の明示例》

- ◇ 「この地図は、国土地理院発行の5万分の1地形図を使用したものである。」
- ◇ 「三木市撮影の空中写真（〇〇年〇月）」
- ◇ 「この地図は、測量法第43条に基づく複製承認を得て、三木市発行の5万分の1地形図を複製したもの（平〇△複、第〇〇〇号）を転載したものである。」
- ◇ 「本書に掲載した地図は、測量法第44条に基づく使用承認を得て、三木市発行の数値地図25000（地図画像）を使用したもの（平〇△複、第〇〇〇号）の一部を転載したものである。」